

理事長就任予定者選出に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款の規定に基づき、理事長就任予定者選出に関し、必要な事項について定める。

(選出方法)

第2条 理事長就任予定者は選挙により選出された選挙理事就任予定者の互選により選出する。

(選挙の方法)

第3条 選挙は郵送もしくは電磁的方法を用いて行い、次の各号に従う。

- (1) 理事長就任予定者の選挙は現理事長の指示で実施する。
- (2) 選挙にあたっては現理事長が評議員2名以上に選挙管理委員を委嘱し、選挙事務にあたらせる。
- (3) 投票は単記無記名投票とし、電磁的方法の場合は1名を選択する。
- (4) 選挙理事就任予定者の4分の3以上が投票しなければ議決することができない。
- (5) 以下の投票は無効とする。
 - 1) 郵送の場合は正規の用紙、電磁的方法では正規のフォーマット等を用いないもの。
 - 2) 選挙理事就任予定者以外の氏名を記載したもの。
 - 3) 複数の氏名を記載したもの。
 - 4) 判読不能なもの。
- (6) 当選者の確定は次の各項に従う。
 - 1) 郵送または電磁的方法のどちらの場合も選挙管理委員の立ち合いのもと、開票を行う。
 - 2) 有効得票数がもっとも多いものを理事長就任予定者とする。
 - 3) 有効得票数1位の候補者が複数あるときは、選挙管理委員の立ち合いのもとに、それら候補者の決選投票を出席者にて行い、もっとも多いものを理事長就任予定者とする。同数のときは、抽選により順位を決定する。

(改定)

第4条 この細則は理事会の議により改定することができる。

(附則)

この細則は、2005年10月3日から施行する。

この改定は、2014年1月1日から施行する。

この改定は、2014年8月11日から施行する。

この改定は、2018年5月28日から施行する。

この改定は、2021年2月11日から施行する。

この改定は、2021年12月10日から施行する。